

〇〇原災対第〇〇号

平成23年3月12日

平成23年(2011年)
福島第一原子力発電所事故及び
福島第二原子力発電所事故に係る
原子力災害対策本部長 菅 直人

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故及び福島第二原子
力発電所事故に係る原子力災害対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第8項の規定に基
づき、同条第2項に規定する平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故及び
福島第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長の権限のうち、

○第20条第3項に定める権限(関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)

○第20条第6項に定める権限

を平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故及び福島第二原子力発電所事
故に係る原子力災害現地対策本部長に委任する。